

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

取締役会は、当社経営理念に基づき、様々なステークホルダーとの共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を企図した経営を行います。

その実現のためには、経営の透明性、法令遵守および環境変化への迅速な対応等を確保できる体制が必要であり、取締役会はコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定してコーポレートガバナンスの維持、強化に努めます。コーポレートガバナンス・ガイドラインは、当社ホームページに公表しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

原則3-1【情報開示の充実】

取締役会が代表取締役の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については、次回の株主総会終了後に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において公表します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4【上場株式の政策保有に関する方針】

株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断されることが認められる場合を除き、原則これを保有しないこととします。

原則1-4【政策保有上場株式についての合理性検証】

当社は、年度末の取締役会において、政策保有上場株式について、中長期的な経済合理性を検証するとともに、当社グループの企業価値の維持・向上に資する旨を確認しております。

原則1-4【政策保有上場株式に係る議決権行使基準】

政策保有上場株式の保有の趣旨に鑑みて、基本的には会社提案を尊重することとします。ただし、会社の中長期的な企業価値を著しく損ねるものと判断される場合には、会社との対話や検証を行った上で、賛否を総合的に判断します。

原則1-7【関連当事者間取引に関する枠組み】

関連当事者間取引を行う場合においては、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することがないように体制の整備をしています。

当社と取締役・監査役との取引は、取締役会規則において取締役会承認事項になっており、当該取引の有無については、毎年定期的に調査しています。主要株主等との取引を含めた関連当事者間取引については、市場価格・総原価を勘案した一般的取引条件により行なわれているか、コンプライアンスが遵守されているか等、取締役会において継続的に監視を行う体制としています。

原則3-1【情報開示の充実】

経営理念、経営計画、およびコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針(コーポレートガバナンス・ガイドライン)は、当社ホームページにおいて公表しています。また、取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、本報告書後記【取締役報酬関係】において開示しています。取締役会が代表取締役の選任と取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名理由は、2016年6月開催予定の株主総会招集通知に記載します。

補充原則4-1-1【取締役に対する委任の範囲】

取締役会は、法令上定められている事項、並びにこれに準ずる重要事項については決議事項とし、その他全取締役が情報共有すべき重要事項については報告事項とする旨を、取締役会規則に定めています。

業務執行に関わる権限は、意思決定の迅速化を図る観点から、大半を代表取締役または担当取締役等に委任していますが、重要事項については常勤取締役による経営会議において協議する旨を経営会議規則に定めています。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準】

東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断します。

1. 現在において、次の(1)~(6)のいずれかに該当する者

(1) 当社の主要な株主(議決権所有割合10%以上の株主)又はその業務執行者

(2) 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上上の2%を超える取引先又はその業務執行者

(3) 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上上の2%を超えるもの又はその業務執行者

(4) 当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員

(5) 当社から、直近事業年度において年間1,000万円以上の寄附又は助成を受けている組織の業務執行者

(6) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

2. 過去3年間のいずれかの時点において、上記(1)~(6)のいずれかに該当していた者

補充原則4-1-1-1【取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、原則、工作機械・レーザー事業部、輸送機器事業部、管理本部をそれぞれ担当するに十分な知識、経験、能力を有する各1名以上の取締役を含め、バランスよく構成されるように努めます。

また、取締役を12名以内とした定款の下、より迅速な意思決定を行なえる体制づくりに努めます。

補充原則4-11-2【取締役・監査役の兼任状況の開示】

取締役・監査役の上場会社役員兼任状況は、以下の通りです。

- ・石塚 尚(社外監査役)
株式会社桜井製作所 社外監査役
- ・嶋津 忠彦(社外監査役)
浜松ホトニクス株式会社 取締役

補充原則4-11-3【取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要開示】

当社は、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第30条4に基づき、各取締役が、取締役会の実効性等につき評価を行った上で、平成28年5月13日付取締役会において、それを踏まえた前年度の分析・評価を行いました。その結果は概ね良好ですが、評価結果を次年度に活かしつつ、取締役会運営の向上に資する必要な改善をしております。

補充原則4-14-2【取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役は、役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深め、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めます。

- (1)管理本部担当取締役および取締役会事務局は、新任の取締役・監査役に対し、必要に応じて、会社の事業、財務、組織等に関する知識習得と取締役・監査役に求められる役割と責務を理解するための機会を提供する。また、その後も必要に応じて、継続的に機会を提供する。
- (2)管理本部担当取締役および取締役会事務局は、取締役・監査役に対し、経済動向、法律改正等の必要な知識の習得や能力の研鑽に資すると思われる研修機会を毎年提供する。取締役・監査役はその受講状況を取締役会事務局に報告、その結果を毎年取締役会が確認する。

原則5-1【株主との建設的な対話を促進するための取組方針】

株主からの対話の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応します。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は下記の通りです。

- (1)株主との対話全般の統括は、管理本部担当取締役が行う
- (2)株主との対話促進を図る担当部門は総務課とし、社内関係部署である企画財務課、内部統制部との定期的な意見交換・情報共有を行う等により、相互の連携を図る
- (3)ホームページの拡充等による情報発信の強化に努め、株主からの対話の申込みに対しては、前向きかつ丁寧に対応する。また、対話の申込状況等を勘案し、説明会の開催等、個別面談以外の対話の手段の充実も検討する
- (4)対話において把握された株主の意見・懸念については、管理本部担当取締役が取締役会に報告する
- (5)インサイダー情報の管理については、当社内規である「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」を徹底するとともに、上記(2)の情報共有の中で、インサイダー情報の確認を行う

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヤマハ発動機株式会社	6,457,395	10.16
エンシュウ取引先持株会	5,666,900	8.91
角田 博	2,350,000	3.69
浜松ホトニクス株式会社	2,000,000	3.14
株式会社みずほ銀行	1,572,670	2.47
みずほ信託銀行株式会社	1,455,000	2.29
株式会社りそな銀行	1,414,250	2.22
エンシュウ従業員持株会	883,210	1.39
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	846,000	1.33
明治安田生命保険相互会社	595,000	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡部 比呂男	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡部 比呂男	○	—	長年にわたる経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しています。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より年次の監査計画、会計監査、内部統制監査及び四半期レビューについての報告を受けており、必要に応じて情報交換を行い、また、会計監査人の監査現場に立会うなど連携を密にし、監査の品質向上に努めております。
監査役及び内部統制部は、定期的に情報交換を行うなど連携を密にし、効率的且つ効果的な監査を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
石塚 尚	弁護士														
嶋津 忠彦	他の会社の出身者										○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石塚 尚	○	株式会社桜井製作所の社外監査役を兼務しております。	法律の専門家として、これまでの経験・経歴を活かし、客観的な視点で経営執行状況の監査をしていただくため社外監査役として選任しています。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
嶋津 忠彦		当社の株式を保有する大株主である浜松ホトニクス株式会社の取締役を兼務しております。	経理関係部門での長年にわたる財務および会計に関する経験を当社の監査業務に反映していただけるものと期待できるため、社外監査役として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の報酬の一部は、長期業績連動となっており、役員持株会を通じた株式購入に充てられる仕組みとなっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に支払った報酬は77百万円であります。なお、使用人兼務取締役の使用人給与相当額36百万円を別枠にて支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、会社および各取締役の短期業績、会社の長期業績等を勘案し、取締役会にて決定しております。ただし、社外取締役については、業務執行を行うものではない事を踏まえ、業績連動報酬は支給せず、固定報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役が必要とされる情報については、社内取締役及び取締役会事務局を通じてその報告がなされております。社外監査役が必要とされる情報については、常勤監査役を通じてその報告がなされております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、原則として月1回開催し、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。また、重要案件の審議については、経営会議を随時開催し、意思決定の迅速化を図っております。その他、事業別経営点検会議を毎月行い、情報の共有化、諸問題の早期解決を図っております。

当社の監査役会は、原則として月1回開催されております。常勤監査役は、各種の会議に出席し業務執行の状況を詳細に把握・監視すると共に、監査役会にて報告を行い、経営へのチェックを行っております。

監査役機能強化に向けた取組状況は、「機関構成・組織運営等に係る事項」の【監査役関係】「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「会社との関係(2)」および【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】に記載のとおりであります。

また、法定の監査役員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

社外取締役1名及び社外監査役2名は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社です。当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断しております。また、社外取締役を招へいし、経営監督機能の更なる強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	事業報告については、プロジェクターを使用して株主の視覚に訴える説明を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信及びその他の開示資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部総務部総務課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	自社ホームページにおける環境データの開示、地域環境活動への参加、企業向け技能講習への協力等に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方

1. 当該株式会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当該株式会社の取締役が法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規定を整備し、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定める。内部統制を推進する組織を設置するとともに、法令遵守の全社的推進組織として、取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

2. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規定の制定・運用により適切な保存及び管理を行い当該株式会社の取締役及び監査役が常時、閲覧できるものとする。

3. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当該株式会社においては「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、各部門におけるリスク管理体制の整備を支援し、また全社的な視点からリスク管理の推進を行う。当該株式会社の各部門は「リスク管理規程」に基づき、経営活動の遂行を阻害するリスク要因を整理し、それらの発生予防と発生時の損害を最小限にすることを図る。

4. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当該株式会社の取締役会は取締役会規則に基づき経営の執行方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し、当該株式会社の取締役の業務執行状況を監督している。当該株式会社の取締役の職務執行の効率性を高めるため業務執行にかかる規程類の整備を行う。

5. 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当該株式会社においては、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、法令遵守の徹底を図るため当該株式会社の取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。また、当該株式会社の従業員教育の充実も図る。

6. 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

6-イ. 当該株式会社の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当該株式会社の子会社については、業務執行状況・財務状況等を定期的に当該株式会社に報告する体制とする。また「関係会社管理規程」により随時、重要事項を当該株式会社へ報告する体制とする。

6-ロ. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当該株式会社の取締役会と協議しその意見を十分考慮して検討を行う。また、当該株式会社の取締役等を当該株式会社の子会社に派遣するなどして、当該株式会社の子会社のリスク管理の推進を行う。

6-ハ. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当該株式会社の取締役と当該株式会社の子会社の取締役との合同会議を定期的に開催している。また、当該株式会社の取締役等を当該株式会社の子会社に派遣するなどして、当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

6-ニ. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当該株式会社の各子会社においては、所在国の法令等を踏まえて各社ごとに「行動規範」を定めている。また、当該株式会社の取締役等を当該株式会社の子会社に派遣するなどして、当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

7. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当該監査役設置会社の監査役より補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、速やかに対応するものとし、配置にあたっては当該監査役設置会社の監査役会と協議しその意見を十分考慮して検討を行う。

8. 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

上記使用人の人事異動、人事考課については当該監査役設置会社の監査役会の同意を得る。

9. 当該監査役設置会社の監査役の第7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性を確保することで、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保する。

10. 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

10-イ. 当該監査役設置会社の取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

当該監査役設置会社の監査役は、経営会議等の重要な会議に出席しており、取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的(当社及び当社グループ)に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、コンプライアンスに関する重要な通報の状況及び内容を報告する。また、即報制度により取締役及び使用人は特に重大な影響を及ぼす事項については速やかに監査役に報告する。

10-ロ. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

当該監査役設置会社の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、「関係会社管理規程」を通じて当該監査役設置会社の取締役へ報告し、当該取締役は当該監査役設置会社の監査役に対して、当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団に重大な影響を及ぼす事項及び内容を速やかに報告する。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当該報告をしたことを理由とした不利益な扱いを受けないよう取締役会及び経営会議が監視する。

12. 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当該監査役設置会社の監査役がその職務について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該監査役設置会社の管理本部において審議の上、当該監査役設置会社の監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

13. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当該監査役設置会社の監査役は、経営会議等重要な会議に出席しており、当該監査役設置会社の代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催している。また、監査が効率的且つ効果的に行われるために当該監査役設置会社の監査役は当該監査役設置会社の内部統制部より報告を受けるとともに、必要に応じ調査を依頼することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力への対抗姿勢として、企業としての信頼を維持し、業務の適正性・健全化を維持するために、「エンシュウ株式会社 行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」の社内規程を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する。反社会的勢力による不当要求等に対し社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

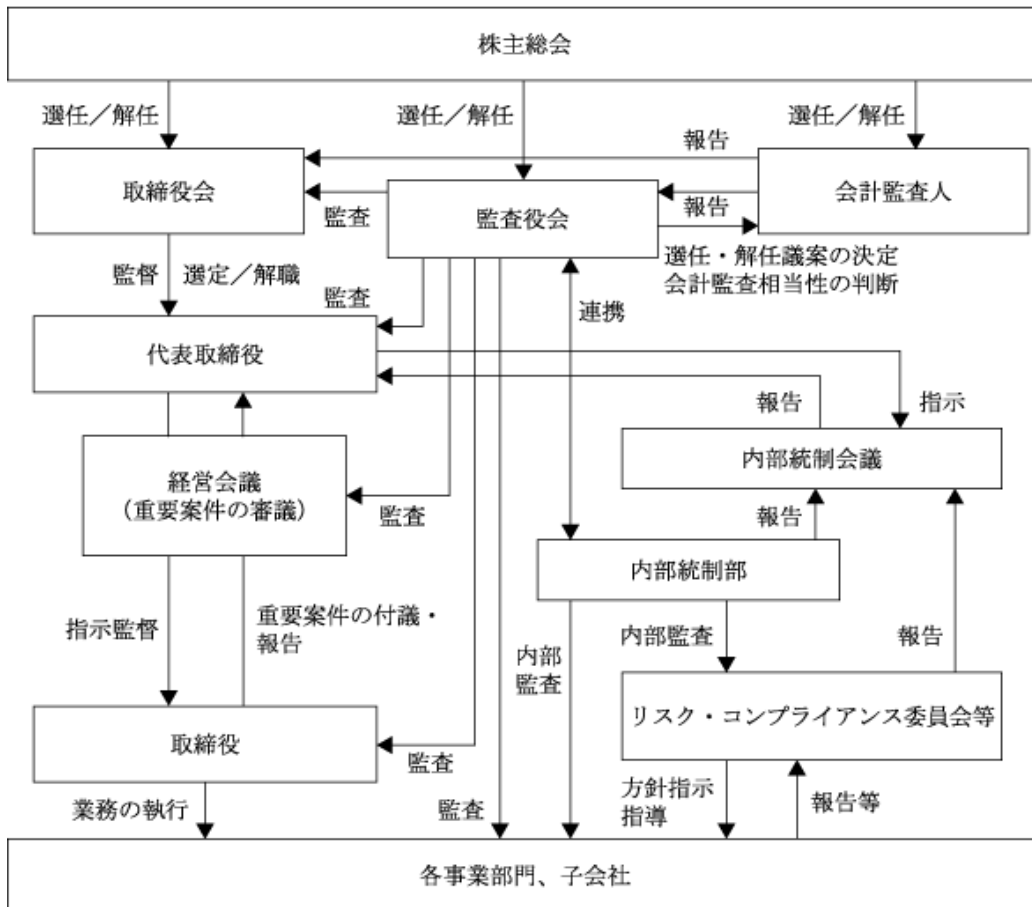
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

取締役会により決定された重要事実については、適時開示規則に従い、開示の必要性の有無を情報取扱責任者を中心に判断し、迅速な開示を行っております。また、重要な事実の発生については、情報取扱責任者の管理の下、開示規則に従い適時適切な開示を行っております。情報収集・適時開示に係る業務の担当者は、インサイダー取引規制に抵触することがないように、細心の注意を払っております。

コーポレート・ガバナンス体制模式図



適時開示体制の概要（模式図）

